

(別紙 2)

かんぽ生命の保険契約及び簡易生命保険契約に関する
保険料の払込猶予期間の延伸、保険金の非常即時払等の非常取扱い

- 1 保険料の払込猶予期間の延伸
保険料のお払込みを猶予する期間を、通常の払込猶予期間を含めて、最長 6 か月間
延伸いたします。
- 2 保険金の非常即時払等
必要書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取扱いをいたします。

	取 扱 種 別	取 扱 期 間
1	保険金及び未経過保険料の非常即時払	平成 24 年 9 月 21 日(金)から 平成 24 年 10 月 22 日(月)まで
2	基本契約の解約（解除）の非常取扱い及び基本契約の解約返戻金 （還付金）の非常即時払	
3	特約の解約（解除）の非常取扱い及び特約の解約返戻金 （還付金）の非常即時払	
4	普通貸付金の非常即時払	
5	保険料の前納払込みの取消しによる未経過保険料の払戻し（還付） の非常取扱い	
6	契約者配当金の非常即時払	